

個別注記表

[1] 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

・その他有価証券

時価のあるもの …… 決算末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

会計方針の変更

当期より資金運用の機動性を高めるため、所有有価証券の全てをその他有価証券といたしました。この変更により発生した評価損益は通算の上、評価益についてはその他有価証券評価差額金と繰延税金負債の科目にて処理しています。

なお、これに伴う経常利益及び税引前当期純利益に対する影響はありません。

時価のないもの …… 移動平均法による償却原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 …… 先入先出法による原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 …… 平成19年3月31日以前に取得したもの …… 旧定額法

平成19年4月1日以降に取得したもの …… 定額法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産 …… 定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と

同一の基準によっております。

会計方針の変更

有形固定資産の減価償却の方法

法人税法の改正に伴い、当期より平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しています。

これに伴う営業損失、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。